

岐阜県知事選挙 1月23日執行予定

～「県政にわたしの願い この一票」～

岐阜県知事選挙が1月23日（日）に行われる予定です。
候補者の政見など、よく見、よく聞き、よく考えて、私たちの代表を選びましょう。
また、選挙は、私たちが政治に参加できる大切な機会のひとつです。貴重な権利を放棄しないよう必ず投票しましょう。

投票	<p>【投票日】 1月23日（日）</p> <p>【時間】 午前7時～午後8時</p> <p>【場所】 第1投票区 笠松小学校講堂 第2投票区 松枝公民館 第3投票区 下羽栗会館</p>
投票できるかた	<p>昭和60年1月24日以前に生まれたかたで、平成16年10月5日以前に笠松町で住民基本台帳（住民票）が作成され、町の選挙人名簿に登録されているかた。</p>
期日前投票	<p>投票日に「仕事上」、「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で期日前投票ができます。</p> <p>期間 1月7日（金）～1月22日（土）</p> <p>時間 午前8時30分～午後8時</p> <p>場所 役場 1階 住民課ロビー</p> <p>方法 宣誓書に書かれている事由（従前の不在者投票と同じ）を選択し、住所、氏名、生年月日を記入します。印鑑は、不要です。</p>
在宅投票	<p>身体に次のような重度の障害があるかたは、郵便により自宅で投票することが出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が1級か2級のかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が1級か3級のかた、免疫の障害の程度が1級から3級までのかた。 ・戦傷病手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が特別項症から第2項症までのかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が特別項症から第3項症までのかた。 ・介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた。
開票	<p>月日 1月23日（日）</p> <p>時間 午後9時～</p> <p>場所 中央公民館 3階大ホール</p>
投票所入場券	<p>1月6日（木）発送</p> <p>万一、入場券を失くしたときでも投票は出来ますので、投票所で係員に申し出てください。</p> <p>入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。</p>
問合せ先	<p>町選挙管理委員会 ☎388・1111（内線224・225）</p>

*第3投票区（下羽栗地域）の投票所が笠松町総合会館から下羽栗会館へ変更となりますので、ご注意ください。